大阪出入国在留管理局収容場保安計画

(目的)

第1条 この計画は、被収容者処遇規則(昭和56年法務省令第59号)第16 条に規定する保安上の事故又は非常災害(以下「保安上の事故等」という。) が発生した場合の大阪出入国在留管理局収容場の保安及び被収容者の取扱いを 適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(大阪出入国在留管理局消防計画の適用)

- 第2条 大阪出入国在留管理局消防計画は、非常災害の場合において適用する。 (非常警備体制の編成)
- 第3条 処遇部門の首席入国警備官(以下「処遇部門首席入国警備官」という。) は、保安上の事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、 必要があると認めるときは、次により非常警備体制を編成し、対処するものと する。
 - (1) 入国警備官の編成は別表による。ただし、処遇部門首席入国警備官(不在の場合は看守責任者。以下同じ。)は、事案に応じて召集に応じた入国警備官を適所に配置して編成することができる。
 - (2) 非常警備体制は、発生した保安上の事故又は発生が予想される規模の程度により、指揮官の判断で適宜縮小することができる。

(非常召集)

- 第4条 処遇部門首席入国警備官は、前条の規定に基づき、非常警備体制を執る ときは、局長(局長が不在の場合は警備監理官。以下同じ。)に報告するとと もに、直ちに入国警備官を非常召集しなければならない。
- 2 前項の場合において、事案内容に応じて、自らそれに適応した非常召集をすることができる。
- 3 処遇部門首席入国警備官は、第1項の場合において、急を要し局長に報告するいとまがないときは、非常召集を命じた後、速やかに保安上の事故等の内容及び執った措置を局長に報告しなければならない。

(非常召集の方法)

- 第5条 非常召集の伝達方法は、次の区分による。
 - (1) 在庁者については、口頭連絡、館内放送、警報ベルの作動により行う。
 - (2) 在庁舎以外の者については、別に定める非常召集連絡伝達網に基づく連絡により行う。ただし、待機宿舎については、警報ベルの作動も併せて行うこ

ととする。

2 前項第2号の規定に基づき伝達する場合には、保安上の事故等の概要等必要事項を伝達するものとする。

(保安上の事故等に対する応急措置)

第6条 看守責任者は、保安上の事故等が発生したとき又はそのおそれがあると きは、処遇部門首席入国警備官に報告するとともに、非常警備体制が整うまで の間、被収容者の不安、動揺を抑えて事故の拡大を防止する等事態に即応した 適切な措置を講じなければならない。



(自殺等に対する措置)

第9条 看守責任者は、被収容者が自殺を図り又は事故により人命に危険を生じたときは、直ちに人命救助のための措置を執るとともに、最寄りの消防署に急報して救急措置を依頼しなければならない。

(地震発生時の措置)

- 第10条 看守責任者は、建物に被害が出るような地震が発生したときは、直ちに扉を開き、避難経路を確保するとともに、被収容者に毛布等で頭部を保護するよう指示しなければならない。
- 2 処遇部門首席入国警備官は,建物に被害が出るような地震が発生したときは, 直ちに第3条に規定する非常警備体制を編成し,被収容者を避難・誘導できる 体制を作るものとする。

(火災発生時の措置)

- 第11条 看守責任者は、収容場で火災が発生したときは、大声で「火事」と連呼し、火災報知器・警報ベル・警笛等によって急を知らせるとともに、初期消火に努めなければならない。
- 2 看守責任者は、最寄りの消防署等に通報しなければならない。
- 3 処遇部門首席入国警備官は、火災が発生した場合には、直ちに第3条に規定する非常警備体制を編成し、被収容者を避難・誘導できる体制を作るものとする。

(被収容者の避難場所)

- 第12条 被収容者を避難させる場合は、災害の状況等を判断し、別添避難経路 図に基づき、原則、次のいずれかの場所に避難させるものとする。
- (1)(2)(3)(共助)
- 第13条 処遇部門首席入国警備官は、この計画の実施に当たり、局長の指示を受けて入国警備官以外の者に対し、必要な共助を求めることができる。
- 2 前項により共助を求められた職員は、直ちに処遇部門首席入国警備官の指揮下に入るものとする。

(関係機関に対する協力要請)

第14条 処遇部門首席入国警備官は、保安上の事故等が発生した場合において、 必要があると認めるときは、局長に報告し、指示を受けて関係機関に協力を要 請するものとする。

(証拠の保全)

第15条 入国警備官は、逃走、奪取、暴動、自殺等の事件が発生した場合には、 被収容者が使用した器具及び施設の損傷状況等について、物件の保全、写真撮 影などの措置を講じて証拠の保全に努めなければならない。

附則

この計画は、平成10年4月9日から実施する。

附則

この計画は、平成19年12月25日から実施する。 附 則

この計画は、平成23年12月14日から実施する。 附 則 この計画は、平成31年4月1日から実施する。

大阪出入国在留管理局 6階

大阪出入国在留管理局 7階

大阪出入国在留管理局 8階

四0

大阪出入国在留管理局

--

管理局

大阪出入国在留

表 松 臛 患 女 無 麵 驰 米